



# 秋田青色申告会 事務局だよい！

発行  
秋田青色申告会  
秋田市大町3丁目2番44号  
協働大町ビル3階  
電話 018-893-4115  
FAX 018-893-4116  
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp  
URL aoshin-akita.com

令和2年4月1日号

秋田青色申告会では、確定申告に関するご相談を4月16日まで延長し、対応させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業績悪化を来している方に対して「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

**確定申告の期限が  
3月16日から  
4月16日に延長！**

新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、所得税・消費税（個人）・贈与税の申告期限は4月16日に延長されることになりました。

★確定申告会場は引き続き  
秋田県労働会館  
フォーラム秋田  
3階です。



また振替納税（口座引落）を選択した際の引落日も、所得税は令和2年5月15日、消費税は5月19日に延長されました。

★秋田青色申告会の対応とお願い



## 日本政策金融公庫からのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業績悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

日本政策金融公庫秋田支店 018-832-5641  
営業時間 9:00~17:00  
010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業績悪化を来している方であつて次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業績が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
おせいみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金		
融資限度額（いずれも別枠）	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間（うち据置期間）	設備資金	20年以内（5年以内）	
	運転資金	15年以内（5年以内）	
利率（年）（注1）	国民生活事業	3,000万円以内の部分（注2）	当初3年間：基準利率-0.99% 3年経過後：基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分（注2）	当初3年間：基準利率-0.99% 3年経過後：基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の各HPをご覧ください。  
(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.99%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

## お知らせ

令和2年4月6日 国税庁

確定申告期限の柔軟な取扱いについて  
— 4月17日（金）以降も申告が可能です —

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】  
昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

【4月17日以降の申告相談について】  
現在までの申告状況を踏まえれば、4月17日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるように、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。

4月17日以降は電話で予約して下さい  
秋田南税務署 電話：018-832-4121

## お知らせ

令和2年4月6日 経済産業省  
4月7日に閣議決定された「緊急経済対策」において、「持続化給付金」が盛り込まれました。事業全般に広く使える給付金を支給するものです。現在、具体的な内容や条件について検討中！

### 令和2年度補正予算の成立が前提となります 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】  
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】  
前年の総売上(事業収入)  
— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)  
※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】  
中小企業庁 金融・給付金相談窓口 03-3501-1544  
※平日・休日9時00分~17時00分  
本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。  
経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連で検索、または右のQRコードよりご確認ください。

## 会員の皆様へ

### ★秋田青色申告会 第66回定時総会

第66回定時総会の日程が決まりました。

\*今回は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、マスク着用の上でご参加下さい。又、ご来賓のご案内や懇談会は控えさせていただきます。

総会日時  
令和2年5月13日（水）  
午後1時30分～  
午後2時30分  
（引き続きオプザバーで参加できます）

会場 協働大町ビル  
（懇談会はありません）  
参加される方は、同封の用紙に記入し、ファクスかお電話でお知らせください。

### ★本年度の 会費納入について

本年度会費（6千円）  
本年会費納入期日は5月末です  
お早めに納入をお願いします  
集金にも伺いますので  
ご連絡下さい。  
同封の郵便為替が便利です

「毎月の帳簿がなかなかできない…」

ご相談下さい！  
青色申告会の  
小規模事業者のための  
記帳事務代行です！



秋田青色申告会では、あなたに代わって  
帳簿整理を代行します。  
専任の記帳指導員がお手伝いします。  
料金等詳しくは、事務局迄ご連絡下さい  
☎018-893-4115

### 記帳個別相談をご利用ください。

4月・5月の記帳相談は「毎週水曜日」です。  
事前に予約をお願いします

### 《事務局から》

★国は、給付金制度の創設や固定資産税の軽減等、財政金融・税制面で政策を打ち出してきました。情報をしっかりとらえて活用し、この難局を切り抜けましょう。補正予算は4月中の成立を目指しています。